

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	指定医療機関等指導監査事業			事業コード	2153
所属コード	64000	課等名	生活福祉課	係名	給付担当
課長名	安ヶ平 潤	担当者名	佐藤 寿美絵	内線番号	6110
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	コード	5
	基本事業	経済的自立の促進	コード	1
予算費目名	一般会計 3 款 3 項 1 目 総務事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等	生活保護法			

(2) 事務事業の概要

- ①生活保護法に基づく保護施設の設置認可，指導監査を行う。
- ②生活保護受給者の診察や入院等を担当する医療機関の指定，指導監査を行う。
- ③生活保護受給者の介護サービスを担当する介護機関の指定，指導監査を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

中核市移行に伴う委譲事務

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

生活保護法で規定されており，今後も継続して指導監査を行う必要がある。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

市の保護施設，指定医療機関，指定介護機関

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 保護施設数	施設	0	0	0	0	0
B 指定医療機関数	施設	729	776	776	794	820
C 指定介護機関数	施設	509	539	539	573	600

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

東北厚生局で実施する個別指導監査に生活保護担当嘱託医と同行し，岩手県医師会と盛岡市医師会の立会いのもと，診療報酬明細書や診療録その他の帳簿書類等を閲覧し懇談指導を行った。診療報酬明細書については事前に嘱託医へ審査依頼している。

24 年度については，盛岡繋温泉病院への実地監査ととけやき整形外科クリニック（アイスアリーナ）での実地監査を行った。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 医療機関の指定・廃止・変更申請数	件	51	86	86	79	50
B 介護機関の指定・廃止・変更申請数	件	45	60	60	57	30
C 指導監査対象施設数	施設	3	0	5	2	4

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

- ①保護世帯が利用しやすい施設数を確保する。
- ②適正な施設運営が図られるよう指導し，必要なサービスを促す。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 指定医療機関の増加件数	□上げる □下げる ■維持	件	19	28	28	14	20
B 指定介護機関の増加件数	□上げる □下げる ■維持	件	29	30	30	34	20
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①	千円	206	0	206	206
	②	千円	103	0	103	103
	③地方債	千円	0	0	0	0
	③ 一般財源	千円	103	0	103	103
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	206	0	206	206
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	40	0	40	36
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	160	0	160	144
計	トータルコスト A+B	千円	366	0	366	350
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

生活保護法による法廷事務であることから市が行う事務事業として妥当である。

④ 対象の妥当性

生活保護法による法廷事務であることから市対象は現状で妥当である。

⑤ 廃止・休止の影響

事業を廃止・休止した場合医療費等の適正化が阻害される。また、不正請求による市財政の圧迫や市民の信用失墜を招く恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

指定医療機関への個別指導については、東北厚生局，県，医師会等と調整を図り，対象医療機関を選定しているため実施件数に限りがあるので，向上余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

必要最低限の事業費，人件費で対応しており，これ以上の削減は不可能である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

特になし。